

# 沿革

道有林は、北海道有林野の略称で、地方公共団体である北海道が所有し、管理運営する森林のことです。

道有林は、もともと模範林及び公有林として国から譲与された森林です。

模範林は、林業経営の模範を示し、地方産業の奨励に資するとともに、地方費財源として使用収益を図ることを目的として、明治39年（1906年）に約18万8千ヘクタールを国から譲与されました。それ以来、北海道地方費特別会計模範林費として管理運営され、その収益は道の一般会計に繰り入れられ、道財政に寄与してきました。

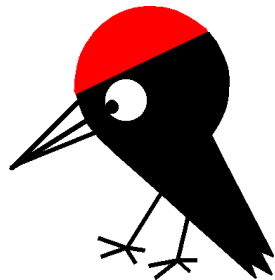
一方、公有林は、林業経営の収益を市町村の教育、産業奨励、土木、衛生などの財源に充てることを目的として、明治44年（1911年）から大正11年（1922年）までの12年間にわたり、約44万7千ヘクタールを国から譲与されました。この森林は、北海道地方費特別会計公有林費として管理運営され、その収益は各市町村に交付され、地方財政に寄与してきました。

昭和18年には、当別町（当時は当別村）青山奥にあった「開道70周年記念林」約1万7千ヘクタールが模範林に編入され、このとき、公有林と併せ、現在の道有林の基礎となる約65万ヘクタールの地方費林として位置付けられました。

終戦後の昭和22年には、国土の復興と森林の合理的な経営を図るため、それまで内務省が所管していた北海道国有林と皇室財産であった御料林（ごりょうりん）が、国有林として農林省へ移管（林政統一）され、それと同時に戦前の模範林及び公有林は地方自治法の制定に伴い、北海道有林野に改められました。

## 道有林のアイドルキャラクター クマゲラの「キキタ」

昭和61年、「北海道の豊かな森に生息するクマゲラを、道有林と共存させたいという願いを込めて」選定しました。



亀甲型造林地（渡島東部管理区）



# 管理面積

各森林室が所管する管理区の面積は、次のとおりです。

平成28年3月31日現在

| 管理区  | 所管する森林室         | 管理面積<br>(ha) | 管理区が所在する |            |
|------|-----------------|--------------|----------|------------|
|      |                 |              | 市町村数     | 総合振興局又は振興局 |
| 空知   | 空知総合振興局森林室      | 68,444       | 16       | 空知、石狩      |
| 後志   | 後志総合振興局森林室      | 42,668       | 10       | 後志、渡島、胆振   |
| 胆振   | 胆振総合振興局森林室      | 33,344       | 5        | 胆振、空知      |
| 日高   | 日高振興局森林室        | 48,390       | 4        | 日高         |
| 渡島東部 | 渡島総合振興局東部森林室    | 36,011       | 3        | 渡島         |
| 渡島西部 | 渡島総合振興局西部森林室    | 47,801       | 3        | 渡島、檜山      |
| 上川南部 | 上川総合振興局南部森林室    | 36,871       | 6        | 上川         |
| 上川北部 | 上川総合振興局北部森林室    | 81,559       | 5        | 上川         |
| 留萌   | 留萌振興局森林室        | 25,475       | 5        | 留萌         |
| 網走東部 | オホーツク総合振興局東部森林室 | 41,860       | 5        | オホーツク      |
| 網走西部 | オホーツク総合振興局西部森林室 | 66,269       | 3        | オホーツク      |
| 十勝   | 十勝総合振興局森林室      | 64,972       | 6        | 十勝、釧路      |
| 釧路   | 釧路総合振興局森林室      | 14,362       | 3        | 釧路、根室      |
| 計    |                 | 608,024      | 74       |            |

# 森林の概要

地域ごとの森林の概況を簡単に紹介します。

## ■道南地域（渡島東部、渡島西部管理区）

渡島半島の南端部と東端部に位置し、天然林はブナを主体とした広葉樹林、人工林はスギ及びトドマツを主体とした森林です。

原始的な景観を見せているブナの保護林や、江戸時代に植えられたスギの大径木など、貴重な森林を見ることができます。



スギの人工林（渡島西部管理区）

## ■道央地域（後志、胆振、日高、空知管理区）

羊蹄山やニセコ連峰、アポイ岳、雨竜沼湿原など多くの有名な山岳地帯を有するほか、ブナ北限やアカエゾマツ南限の保護林など、特異性を持った森林が見られます。

また、胆振及び日高管理区では、キタゴヨウやコナラ、アカシデなど、他の地域ではあまり見られない樹木が生育しています。



ブナ北限の保護林（後志管理区）

## ■道北地域（留萌、上川南部、上川北部管理区）

大雪山やピヤシリ岳、暑寒別岳等の裾野に位置しており、日本海側は強風や潮風、内陸部は寒冷・多雪などにより、樹木の生育には厳しい環境となっています。

昭和30年代以降に造成したトドマツやカラマツ等の人工林のほか、大径木が多く残る仁宇布原生保存林などの森林も見ることができます。



仁宇布原生保存林（上川北部管理区）

## ■オホーツク地域（網走西部、網走東部管理区）

北見山地の北部に位置する網走西部管理区では、フェーン現象による暖かく乾いた強風により、これまで幾度となく大きな山火事に見舞われており、山火事から再生した森林では、ウダイカンバやミズナラなどを主体とする広葉樹林が多く見られます。

また、北見地方に広がる網走東部管理区では、樹木の生育に適した気候条件となっていることから、カラマツやトドマツ、アカエゾマツの優良な人工林が多いほか、チミケップ湖周辺には豊かな針広混交林が広がっています。



チミケップ湖周辺の天然林（網走東部管理区）

## ■十勝地域（十勝管理区）

白糠丘陵から十勝平野にかけて位置し、トドマツやカラマツを主体とした優良な人工林が見られるほか、浦幌川流域では、トドマツを主体とした優れた天然林（川上団地天然林）やミズナラ、ハルニレ等の大径木からなる広葉樹原生保護林などを見ることができます。



優良な天然林（十勝管理区）

## ■釧路根室地域（釧路管理区）

カキやアサリなどの養殖が盛んな厚岸湖の周辺に位置し、蓄積の高い天然林とトドマツを主体とする人工林が広がっており、太平洋沿岸の森林は、防霧林としてこの地方特有の海霧から地域住民の生活を守っています。

また、数少ないシロエゾマツの保護林など貴重な森林も見ることができます。



シロエゾマツ保護林（釧路管理区）

# 組織と会計制度の変遷

明治39年（1906年）に北海道国有林から模範林として約18万8千ヘクタールの譲与を受けた当時は、19箇所の監護員駐在所が管理していました。

監護員駐在所の任務は、森林の保護や盗伐等の取締りが主体でしたが、明治40年（1907年）から明治43年（1910年）にかけて、これを統括する機関として、国有林の制度に準じて権限の一部を委譲し、9箇所の北海道地方費森林事務所を設置しました。

昭和22年（1947年）には、林政統一（※1ページ参照）とともに地方自治法が制定公布され、それまでの道自治行政の主体であった「北海道地方費」は廃止され、新しい自治体としての「北海道」が誕生しました。これにより、北海道地方費林は北海道有林野となり、森林事務所は14箇所の林務署に、駐在所は78箇所の林務署駐在署に再編しました。

また、このとき、地方自治法の規定に基づき、特別会計模範林費と特別会計公有林費の2つを設けて経理することになりました。

昭和26年（1951年）には、北海道有林野条例の制定により、上記2つの会計が統合され、道有林野事業費特別会計となりました。

昭和40年（1965年）には、道有林野事業費特別会計に地方公営企業法の一部を適用することになり、企業会計方式を導入しました。企業会計方式とは、木を売った代金などの収入で、職員の給料などの支出を賄う独立採算による会計方式のことです。

昭和44年（1969年）には、林務署駐在署を事業所に改称し、平成4年（1992年）には、事業所を全て廃止しました。

平成6年（1994年）には、広域集中管理方式を導入し、そのとき17箇所あった林務署を13の道有林管理センターと4箇所の林務署に再編しました。

平成9年（1997年）には、公益性をより重視した森林経営を行うこと、独立採算による経営が困難な見通しであったことから、企業会計から特別会計へ移行し、道有林野事業特別会計を創設しました。

平成14年（2002年）には、北海道有林野事業特別会計条例の廃止により、特別会計から一般会計へと移行しました。また、林業指導事務所と統合し、道有林管理センターを森づくりセンターと改称するとともに、4林務署を森づくりセンターに統合しました。

平成16年（2004年）には、支庁組織機構の再編に伴い、森づくりセンターは「本庁（水産林務部）の出先機関」から、「支庁の出先機関」という位置付けに変更となりました。

平成22年（2010年）には、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行により、森づくりセンターは森林室に改称し、総合振興局及び振興局の内部組織となりました。

# 道有林基本計画

道では、道民共通の財産である道有林をしっかりと将来に引き継いでいくため、5年ごとに10年間に1期とする道有林基本計画を策定し、計画的に整備・管理しています。

道有林基本計画のように全道の道有林を整備・管理するための長期計画を策定したのは、昭和26年（1951年）に北海道有林野条例が制定されて以降であり、それ以前は「施業案」と呼ばれる事業区（現在の管理区）ごとの長期計画により事業が行われていました。

道有林に関する長期計画には、「道有林経営基本計画」（昭和27年～31年）、「道有林野林力増強計画」（昭和32年～36年）、「道有林第2次林力増強計画」（昭和37年～41年）、「道有林経営5カ年計画」（昭和42年～46年）、「第2次道有林経営5カ年計画」（昭和47年～51年）があり、昭和52年（1976年）からは道有林基本計画という名称で策定しています。

これらの長期計画は、それぞれの時代の背景や要請を受けて策定したものであり、その着実な実行により、道有林は木材の供給や森林の整備などを通じ、地域の振興や環境の保全など、重要な役割を担ってきたのです。

## 【新たな道有林基本計画の概要】

平成28年3月の北海道森林づくり条例の改正を踏まえ、平成29年3月に新たな道有林基本計画の策定を行いました。（計画期間：平成29年度～平成38年度、10年間）

また、計画の見直しにあたっては、道や国における森林・林業に対する動向や情勢の変化などを踏まえた確に対応するため、基本方針を「森林の多面的機能の持続的発揮」と「地域と一体となった森林づくり」として掲げています。

この2つの基本方針に基づき、森林が持つ公益的機能の発揮に加え、木材生産機能の一層の発揮にもつなげる森林づくりを進めるとともに、道が自ら所有し管理運営する強みを活かし、一般民有林との共同施業や森林施業の低コスト化等に取り組み、道有林が先導的な役割を果たしながら地域の林業・木材産業の振興を図っていきます。

### 森林の多面的機能の持続的発揮

- 道有林全域を公益的機能の発揮を期待する森林に位置づけ、機能に応じた森林の整備を推進
- 積極的な主伐・再造林により、森林資源の循環利用に率先して取り組み、木材等生産機能を一層発揮
- 生物多様性の保全や病虫獣害対策、事前防災・減災に向けた治山対策など、森林の保全を推進

### 地域と一体となった森林づくり

- 共同施業や施業の低コスト化等に取り組み、先導的な役割を果たして地域の林業・木材産業を振興
- 道産木材の需要拡大や林業事業者の育成につながるよう道有林材を戦略的に供給
- 森林レクリエーションや観光、木育活動の場の提供など、森林の多様な利用を推進

# 保安林

私たちは森林から多くの恩恵を受けています。

森林は、古くから木材の供給源として利用されてきましたが、無計画に森林を伐採してしまうと、森林が荒廃し、森林の持つ機能が損なわれることになります。

そこで、森林の持つ水源の涵養や国土の保全などの公益的機能の発揮が特に求められる森林を保安林に指定して、森林以外の土地への転用を原則禁止し、伐採を制限するなどして森林の機能が損なわれないようにしています。

保安林制度は、明治30年（1897年）に森林法の制定に伴い創設され、現行制度では11の目的（17種類）の保安林が定められており、道有林の総面積の約95%が保安林に指定されています。

単位：ha

| 管理区  | 保安林の種類（重複あり） |            |            |        |        |        |        | 計       | 実面積<br>（重複なし） | 保安林率<br>（%） |
|------|--------------|------------|------------|--------|--------|--------|--------|---------|---------------|-------------|
|      | 水源かん養        | 土砂<br>流出防備 | 土砂<br>崩壊防備 | 干害防備   | 防霧     | 保健     | その他    |         |               |             |
| 空知   | 63,240       | 3,221      | 0          | 0      | 0      | 5,075  | 7      | 71,543  | 66,561        | 97.2        |
| 後志   | 31,668       | 9,365      | 38         | 1,842  | 24     | 6,703  | 13     | 49,652  | 41,674        | 97.7        |
| 胆振   | 17,543       | 15,248     | 0          | 452    | 0      | 715    | 0      | 33,959  | 32,899        | 98.7        |
| 日高   | 43,045       | 2,547      | 438        | 151    | 0      | 4,884  | 3,490  | 54,555  | 46,380        | 95.8        |
| 渡島東部 | 24,016       | 11,667     | 89         | 892    | 0      | 1,692  | 4,128  | 42,484  | 35,904        | 99.7        |
| 渡島西部 | 4,929        | 42,032     | 342        | 2,287  | 0      | 838    | 12,117 | 62,547  | 47,434        | 99.2        |
| 上川南部 | 35,808       | 921        | 0          | 0      | 0      | 5,129  | 291    | 42,149  | 36,709        | 99.6        |
| 上川北部 | 50,853       | 25,130     | 0          | 2,453  | 0      | 1,510  | 0      | 79,946  | 76,499        | 93.8        |
| 留萌   | 16,651       | 8,330      | 40         | 1,384  | 0      | 5,263  | 3,050  | 34,718  | 25,021        | 98.2        |
| 網走東部 | 13,045       | 16,930     | 0          | 348    | 0      | 2,122  | 4,249  | 36,694  | 32,450        | 77.5        |
| 網走西部 | 27,206       | 31,105     | 0          | 6,046  | 0      | 2,808  | 0      | 67,165  | 60,533        | 91.3        |
| 十勝   | 37,902       | 19,657     | 0          | 2,278  | 4,063  | 11     | 0      | 63,912  | 61,622        | 94.8        |
| 釧路   | 0            | 31         | 38         | 0      | 14,239 | 382    | 1,585  | 16,275  | 14,264        | 99.3        |
| 計    | 365,907      | 186,185    | 985        | 18,133 | 18,326 | 37,131 | 28,931 | 655,598 | 577,950       | 95.1        |



# 自然公園

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護しその利用を進めることにより、私たちの保健、休養などに資するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、自然公園法に基づいて指定、管理されるもので、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があります。

道有林の一部は自然公園に指定されており、次のとおりとなっています。

単位:ha

| 区分   | 名称   | 管理区 | 市町村   | 計      | 特別保護地区 | 特別地域  |       |       | 普通地域  |
|------|------|-----|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
|      |      |     |       |        |        | 第一種   | 第二種   | 第三種   |       |
| 国立公園 | 支笏洞爺 |     |       | 6,719  | 1,304  | 1,319 | 522   | 3,574 | —     |
|      |      | 後志  | 二セコ町  | 1,375  | 291    | 114   | 216   | 754   | —     |
|      |      |     | 真狩村   | 1,678  | 252    | 229   | 185   | 1,012 | —     |
|      |      |     | 喜茂別町  | 337    | 56     | 84    | —     | 197   | —     |
|      |      |     | 京極町   | 919    | 177    | 350   | —     | 392   | —     |
|      |      |     | 倶知安町  | 2,410  | 528    | 542   | 121   | 1,219 | —     |
|      | 大雪山  |     |       | 7,381  | 2,541  | 1,166 | 1,462 | —     | 2,212 |
|      | 上川南部 | 上川町 | 1,451 | 795    | 345    | 311   | —     | —     |       |
|      |      | 東川町 | 5,930 | 1,746  | 821    | 1,151 | —     | 2,212 |       |
|      | 計    |     |       | 14,100 | 3,845  | 2,485 | 1,984 | 3,574 | 2,212 |

| 区分   | 名称        | 管理区   | 市町村    | 計      | 特別保護地区 | 特別地域  |       |        | 普通地域 |
|------|-----------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|------|
|      |           |       |        |        |        | 第一種   | 第二種   | 第三種    |      |
| 国定公園 | 二セコ積丹小樽海岸 |       |        | 7,246  | 166    | 2,173 | 612   | 4,295  | —    |
|      |           | 後志    | 二セコ町   | 819    | —      | 389   | —     | 430    | —    |
|      |           |       | 蘭越町    | 6,427  | 166    | 1,784 | 612   | 3,865  | —    |
|      | 日高山脈襟裳    |       |        | 12,021 | 771    | 3,321 | 1,264 | 6,665  | —    |
|      |           | 日高    | 浦河町    | 2,874  | —      | 2,116 | —     | 758    | —    |
|      |           |       | 様似町    | 5,359  | 771    | 1,205 | 578   | 2,805  | —    |
|      |           |       | えりも町   | 3,788  | —      | —     | 686   | 3,102  | —    |
|      | 暑寒別天売焼尻   |       |        | 23,620 | 1,328  | 3,525 | 3,785 | 14,452 | 530  |
|      | 空知        | 新十津川町 | 7,014  | 221    | 1,111  | 1,504 | 4,178 | —      |      |
|      |           | 雨竜町   | 4,067  | 624    | 733    | 780   | 1,930 | —      |      |
|      |           | 留萌    | 12,539 | 483    | 1,681  | 1,501 | 8,344 | 530    |      |
|      | 計         |       |        | 42,887 | 2,265  | 9,019 | 5,661 | 25,412 | 530  |

| 区分     | 名称     | 管理区  | 市町村  | 計     | 特別保護地区 | 特別地域 |       |       | 普通地域  |
|--------|--------|------|------|-------|--------|------|-------|-------|-------|
|        |        |      |      |       |        | 第一種  | 第二種   | 第三種   |       |
| 道立自然公園 | 恵山     |      |      | 2,231 | —      | 130  | 831   | 1,270 | 0     |
|        |        | 渡島東部 | 七飯町  | 778   | —      | —    | 331   | 447   | —     |
|        |        |      | 鹿部町  | 61    | —      | —    | 61    | —     | —     |
|        |        |      | 函館市  | 1,392 | —      | 130  | 439   | 823   | —     |
|        | 松前矢越   |      |      | 417   | —      | 326  | —     | 91    | —     |
|        |        | 渡島西部 | 福島町  | 417   | —      | 326  | —     | 91    | —     |
|        | 野幌森林公園 |      |      |       | 55     | —    | —     | 55    | —     |
|        |        | 空知   | 江別市  | 55    | —      | —    | 55    | —     | —     |
|        | 朱鞠内    |      |      |       | 253    | —    | —     | —     | 253   |
|        |        | 上川北部 | 士別市  | 253   | —      | —    | —     | 253   | —     |
|        | 天塩岳    |      |      |       | 1,392  | —    | —     | 699   | 693   |
|        |        | 網走西部 | 西興部村 | 1,392 | —      | —    | 699   | 693   | —     |
|        | 厚岸     |      |      |       | 9,476  | —    | 24    | 2,938 | 6,504 |
|        |        | 釧路   | 厚岸町  | 6,140 | —      | —    | 1,633 | 4,497 | 10    |
|        |        |      | 浜中町  | 3,336 | —      | 24   | 1,305 | 2,007 | —     |
|        | 野付風蓮   |      |      | 21    | —      | —    | —     | 21    | —     |
|        | 釧路     | 別海町  | 21   | —     | —      | —    | 21    | —     |       |
|        |        | 計    |      |       | 13,845 | —    | 480   | 4,523 | 8,832 |

# 各事業の紹介

道有林では、森林を整備・管理するため、様々な事業を行っています。  
これらの事業は、森林整備を行う林業事業体に請負事業等として発注し行っています。

## ■造林事業

造林事業は、森林を造成し、育成するための業務です。

森林には、自然に成立した森林である天然林と、人が木を植えて造成した森林である人工林があります。

ここでは、苗木を植えて人工林を造成する作業の流れについて、紹介します。

### 【地拵え（じごしらえ）】

山には、ササやかん木、樹木の切り株や落ちた枝など、苗木を植えるために支障となるものが多く、これらを重機などにより整理し、苗木を植えやすくします。この作業を地拵え（じごしらえ）といいます。

苗木は、建築用材等として多く利用されているトドマツやアカエゾマツ、カラマツ、スギなどの針葉樹や、ミズナラ、カシワ、ヤチダモ、ハリギリなどの広葉樹を植えており、苗木生産業者から購入して使っています。



地拵えの様子

### 【植え付け（うえつけ）】

苗木を植える作業は、人の手で行います。

苗木を専用の袋に入れて運び、クワで地面に穴を掘り、苗木を植えていきます。この作業を植え付け（うえつけ）といいます。

植える本数は、道有林の場合、ヘクタール（100m四方）当たり 2,500本程度です。



植え付けの様子

### 【下刈り（したがり）】

人工林を造成するには、苗木を植えてそれで終わりではありません。苗木の成長を促すため、手入れが必要です。

植え付け後、苗木の周りにはササ等の雑草が生え、苗木が雑草の茂みに隠れて日が当たらなくなってしまうり、蒸れたりしてしまいます。

そこで、苗木の周りにある雑草を刈り払い、日が当たるようにして苗木の成長を促します。この作業を下刈り（したがり）といいます。

下刈りは、トドマツの苗木で植えてから10年程必要となり、毎年行います。行う時期は6月～8月で、通常年1回で済みますが、雑草の伸びが大きい場合には年2回行います。



下刈りの様子

### 【つる切り（つるきり）、除伐（じょばつ）】

苗木が雑草の背丈より高くなっても、まだ安心はできません。

樹木（苗木）に植物のつるが巻き付いたり、かん木が覆い被さったりして、樹木（苗木）の成長を妨げるからです。

そこで、樹木に巻き付いたつるは、切って取り外してあげます。この作業をつる切り（つるきり）といいます。

また、樹木に覆い被さるかん木などは、伐って除いてあげます。この作業を除伐（じょばつ）といいます。



つる切りの様子

### 【間伐（かんばつ）】

森林が持つ様々な機能を発揮するためには、森林が健全な状態でなければなりません。

苗木は、ヘクタール（100m四方）当たり 2,500本程度植えますので、そのままの状態では木が大きくなってしまうと、隣の木との間隔が狭くなりすぎて太くなれず、上にばかり伸び、ひよろひよろとした弱々しい木になってしまいます。

また、樹木の本数が多すぎると林内に光が入らず暗くなり、地面の草が衰退して、雨水が土壌にしみ込まず、水を貯め込む森の機能が弱くなってしまいます。

そこで、樹木がある程度成長し、林内が暗くなり始めた頃（植え付け後30年前後）に、林内に光が入るように樹木を間引いてあげます。この作業を間伐（かんばつ）といいます。



間伐の様子

間伐は、苗木を植えてから全て伐採する間に3～5回ほど行います。また、伐採木が利用できる場合には、林外に搬出し、製材や木質バイオマスの原料として活用します。

#### 【枝打ち（えだうち）】

木材に黒っぽい節（ふし）があるのを見たことがないでしょうか。あの節は木の幹にあった枝の跡です。

節がたくさんあると、木材としての強度が弱くなってしまふほか、見た目も悪くなるため、下枝を伐り落とします。この作業を枝打ち（えだうち）といいます。

これにより、幹が成長する間に節が年輪に巻き込まれ、節が少なく目立たない木材をつくることができます。



枝打ちの様子

この他にも、植え付けた木を野ネズミによる食害やアブラムシなどの虫害から守るための作業を行っています。

#### ■販売事業

販売事業は、成長して大きくなった森林を間伐や主伐（間伐を数回くり返した後の最終的な伐採で、伐採後に造林を伴うもの）などの方法で伐採・搬出し、製材などに利用するため、立ち木の状態で樹木を販売するものです。

具体的には、森林室で伐採する森林とその立木を選定・調査（伐採木調査）し、立木価格を評定して入札等により販売します。

その後、買い受けた素材生産業者が伐採し、製材工場等に卸します。

#### 【伐採木調査（ばっさいぼくちょうさ）】

立木を販売するためには、予め立木の種類や本数、太さや材質などを調べる必要があります。この調査を伐採木調査（ばっさいぼくちょうさ）といいます。

伐採木調査は、季節を問わず行いますが、地域によっては雪の残る3月～4月に行う場合があります。これは、ササが雪で押さえられるため障害物がなくなり、雪も締まって堅くなるため、スキーなどで移動しやすくなるからです。

調査では、「輪尺（りんじゃく）」という木の太さを測るための物差しで、立木の直径を測って野帳に記録し、伐採する立木の量と質を調べます。



収穫調査の様子

### 【立木販売（りゅうぼくはんばい）】

立木販売は、伐採木調査で把握した立木のデータ（樹種や直径、本数など）により販売価格を決定し、入札等により立木を素材生産業者に売り払う業務です。

販売価格の決定は、丸太価格から伐採・搬出、製材工場等までのトラック運搬費などの経費を差し引く市場価逆算方式により行います。



木材をトラックで搬出

### ■林道事業

造林などの作業や立木の伐採・搬出には、林道などの林内路網の整備が不可欠です。

林道事業は、新たに林道等を作ったり、壊れてしまった所を直したりするためのものです。

道有林の林内路網は、林道、林業専用道、森林作業道（施業道）の3種類の規格があります。

林道は、木材運搬トラックのほか、一般車両の走行も想定し、しっかりした構造で作設した幹線道であり、林業専用道は、木材運搬トラックや林業用重機の走行を想定し、作設コストを低く抑えた中間的な位置付けの道路、森林作業道は、林業用重機の走行を想定した低規格な道路です。

現在、道有林では新規の林道開設は行っておらず、既設林道の改良と林業専用道や森林作業道の新規開設や維持補修を行っています。



道有林内の林道

### ■治山事業

山間部では、台風や大雨の際、山に降った雨水が一気に川に流れ込み、土砂や木を一緒に押し流し、下流にある民家等に被害を与える災害が発生する恐れがあります。

また、崖や急傾斜地では、雨で地盤が緩み、落石が発生したり、土砂崩れが起きたりします。

治山事業は、川底や山すその浸食を防ぎ、土砂の流出防止などを図るための治山ダムを設置したり、崩れた山腹を復旧するなど、森林の持つ災害防止機能を高め、住民の安全・安心な生活を守るためのものです。

このほか、保安林の機能を維持・向上するための植え付けや間伐等も行います。



道有林内の治山ダム

## ■木育活動

木育とは、子どもから年配者まで全ての人が『木とふれあい、木に学び、木と生きる』取り組みで、子どものころから木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことです。

各森林室では、道民の皆様が木育活動の場として安全に利用できるよう散策路の整備を行ったり、森林と触れ合える様々なプログラムを提供しているほか、教育関係機関とも連携し、子どもたちが森林について学習する機会を提供する取組を行っています。



木育活動の様子

# トピックス

## ほざんばつせぎょう 保残伐施業の実証実験

### 【保残伐施業とは】

保残伐施業とは、効率的な木材生産と公益的機能の発揮の両立を図ることを目的として、一部の木（保残木）を残して伐採する施業方法であり、生物多様性に配慮した伐採手法として1990年代に北アメリカで始まりました。近年では、北欧などでも実施されるようになり、一部の国では保残伐施業を義務づけた制度も創設されています。

### 【経緯】

道内では利用期を迎えた人工林の増加に伴い、主伐が増加傾向にあることから、世界的に取り組まれている保残伐施業の効果を実証するため、平成25年度に道と独立行政法人森林総合研究所北海道支所、国立大学法人北海道大学農学部森林科学科、地方独立行政法人北海道森林総合研究機構林業試験場の4者による連携協定を締結（期間：平成25～29年度）し、道有林空知管理区（芦別市、赤平市、深川市）のトドマツ人工林を対象として、国内で初となる大規模な実験を開始しました。

### 【実験内容等】

1つの伐採面の大きさを5～7ヘクタール（札幌ドーム約1個分に相当）程度に設定し、保残木の割合を変えた5パターン（皆伐・少量・中量・大量・群状と対照区（小面積皆伐、広葉樹天然林、伐採なし））を3セット配置し、各専門分野（木材生産性、生物多様性、水土保持機能）に係る現地調査を行っており、研究成果については、報告会等を通じて広く情報発信を行っています。



保残伐施業実証実験の実験区と対照区の構成



実証実験の共同発表（H25.6）



- 左) 保残伐試験地（単木中量保残区）
- 中央) 水土保持機能を調査するために設置した沢水の流量計測や一定間隔で採水を行う装置
- 右) 生物多様性を調査するために設置した森林内を飛来する昆虫を捕獲する装置（マレーストラップ）

## 森林認証の取組

### 【森林認証制度とは】

環境に配慮した木製品に認証マークを表示することで差別化し、消費者の選択的な購買を促すことにより、適切な森林整備を支援する制度です。

行政や企業から独立した第三者機関が適切で持続可能な森林経営が行われている森林を認証（FM認証）し、さらに、その森林から生産された木材が適正に管理され、確実に木製品に使用されていることを認証（COC認証）して初めて、最終製品に認証マークを付して販売することができます。

森林認証制度には、FSCやPEFCのように世界規模の認証と、SGECのような国内の認証があり、それぞれ独自の仕組みや審査基準を定めています。

### 【道有林における森林認証の取得】

オホーツク地域、むかわ町及び十勝流域では、市町村、森林組合、業界等が一体となって森林認証を取得し、地域材のブランド化や地域活性化を図る取組を進めており、これらと連携し、道では、網走西部管理区で6万6千ha、網走東部管理区で4万2千ha、胆振管理区の一部（むかわ町）で1万3千ha、十勝管理区の一部（浦幌町、幕別町、大樹町、豊頃町）で4万5千haの合計16万6千haの道有林について、SGECのFM認証を取得しました。

こうした取組により、伐採跡地への造林など森林の適切な整備や森林資源の循環利用が促進されることを期待しています。

### 主な森林認証制度

| 認証の名称  | 特徴   |
|--|--|
| <b>SGEC</b><br>『緑の循環』認証会議<br>(Sustainable Green Ecosystem Council)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆2003年に日本で発足（事務局：日本）</li> <li>◆日本の森林の特色を踏まえた制度</li> <li>◆平成28年6月PEFCとの相互承認</li> </ul>               |
| <b>FSC</b><br>森林管理協議会<br>(Forest Stewardship Council)                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆1993年にWWF（世界自然保護基金）を中心に発足（本部：ドイツ）</li> <li>◆世界規模で森林認証を実施</li> <li>◆主に熱帯等を含めた天然林が多い所を主体</li> </ul>  |
| <b>PEFC</b><br>(Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes) | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆1999年にパリで発足（本部：スイス）</li> <li>◆ヨーロッパを中心</li> <li>◆FSCを凌ぐ認証林面積</li> <li>◆平成28年6月SGECの相互承認</li> </ul> |

